

2024年6月10日

(仮称) 仁山高原風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

住 所:札幌市白石区本通1丁目南 2-38

氏 名:一般社団法人北海道自然保護協会(会長 在田一則)

1. 基本的な考え方について

- 風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ですが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。
- このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあることから、事業規模の大幅な縮小または計画の中止を求めます。

2. 意見書の提出方法について

- 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。
- インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。環境影響評価図書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会も公開するように要望しております。
- Web サイトでは「※意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。」と表示されているにもかかわらず、意見書用紙のダウンロードを行うことが出来ません。意見書を提出する機会は方法書・準備書の2回しかなく、また、意見書の送付先についてもこの意見書用紙のみにしか記載されていないことから、意見書を受け入れる姿勢を全く感じることができません。

3. 鳥類への影響について

- 事業実施想定区域全域は、北海道指定の鳥獣保護区であり、近接地域や大沼国定公園ではオオワシ(環境省第4次レッドリスト:絶滅危惧Ⅱ類(VU))の冬季生息やクマタカ(絶滅危惧ⅠB類(EN))の生息が確認されています。また、大沼はオオハクチョウやカモ類等の渡り鳥の中継地点として重要な地域であることから、環境保全、生物多様性の観点から見ても重要度の高い地域と考えます。このような重要地において事業を進めるべきではありません。

4. 騒音および低周波音・超低周波音による影響について

- ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 2.4km、配慮が特に必要な施設である「大沼岳陽学校鈴蘭谷分校」まで約 2.4 km とあまりにも至近距離であることから、低周波音などによる影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。

5. 景観に対する影響評価手法について

- ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。当該地域では大沼国定公園から望む景観そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。

6. 災害の懸念について

- ・風車建設予定地の大部分が水源かん養保安林(民有林)です。水源かん養保安林は、流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保するために指定されており、伐採や土地改変を行うことにより計画地はもとより、下流域の大沼への影響も懸念されます。環境保全等の見地からも改変せずに守らなければならない地域であることから、このような場所において風車建設を行うべきではありません。また、風車建設予定地から沢伝いは崩壊土砂流出危険地区が数か所あり、土地の改変で災害が発生する懸念があることから、事業規模の大幅な縮小が必要と考えます。

7. 協議会について

- ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。

8. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要です。もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。

以上